

# 山梨県公報

第二千七百六十号

平成三十年

一月十八日

木曜日

## 告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………一一
  - 道路の区域変更……………一一
  - 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更……………一一
  - 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………一二
- 正誤……………一五
- 平成二十九年十二月二十五日付け第二千七百五十六号中……………一五

## 告示

### 山梨県告示第五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年一月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上野原市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、上野原市(次の図に示す部分に限る。)
  - 保安林として指定された目的 水源の涵養
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 山梨県告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年二月八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年一月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 道路の種類 県道
- 路線名 四日市場上野原線
- 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市鶴島字飯米場四五〇一番四地先から上野原市鶴島字飯米場四五〇五番二地先まで	一四・六 三七・七	一一・七 三七・七		六七・六

## 公告

●土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(南部地区中山間地域総合整備事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年一月十八日

山梨県知事 後藤 齋

- 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間 この公告の日から平成三十年二月十六日まで
- 縦覧場所 南部町役場

- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十年三月五日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年七月十八日まで

### 公安委員会

#### 山梨県公安委員会告示第五号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成三十年一月十八日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

別表第一中

三三八	中央市布施二、〇八八番地先（主要地方道甲府市川三郷線と市道との十字路交差点）	布施	平成二九年一月二七日 告示第一五七号
-----	--	----	-----------------------

三三八	中央市布施二、〇八八番地先（主要地方道甲府市川三郷線と市道との十字路交差点）	布施	平成二九年一月二七日 告示第一五七号
三八九	甲府市西下条町一、三七〇番地一先（国道三五八号と市道との丁字路交差点）	西下条南	平成三〇年一月一八日 告示第五号

一八一	甲州市塩山下於曾八五一番地三先（主要地方道白井甲州線と市道との十字路交差点）	下於曾	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
-----	--	-----	----------------------

一八一	甲州市塩山下於曾八五一番地三先（主要地方道白井甲州線と市道との十字路交差点）	下於曾	平成二九年三月二三日 告示第三〇号
一八二	山梨市東七四番地一先（国道一四〇号と国道一四〇号（西関東連絡道路）との丁字路交差点）	岩手ランプ入口	平成三〇年一月一八日 告示第五号

に改める。

別表第四の六〇六の項の次に次のように加える。

六〇七	国道一四〇号 根上曾	笛吹市境川町寺尾二、六八一番地二先（左折導流部）（一五メートル）	車両	車両進行 北から南 へ終日	部 日下	平成三〇年一月一八日 告示第五号
六〇八	国道一四〇号	山梨市東七八番地二先から山梨市東七五番地一先までの間（左折導流部）（七〇メートル）	車両	車両進行 北から南 へ終日	部 日下	平成三〇年一月一八日 告示第五号
六〇九	国道一四〇号 （西関東連絡道路）	山梨市北一、一五番地二先（西関東連絡道路）から山梨市北七七番地一先（西関東連絡道路）までの間	車両	車両進行 西から東 へ終日	部 日下	平成三〇年一月一八日 告示第五号
六一〇	国道一四〇号 （西関東連絡道路）	山梨市北七七番地二先（西関東連絡道路）から山梨市北一四一番地一先（西関東連絡道路）までの間	車両	車両進行 東から西 へ終日	部 日下	平成三〇年一月一八日 告示第五号

別表第六の一五九の項を次のように改める。

一五九	国道一	北杜市須玉町若神子	北進す	終日	北杜	平成三〇年一月
四一〇	二、五〇六番地一先	(小手指交差点)	る車両			平成三〇年一月

別表第十の三、九一二の項を次のように改める。

三、九一二	国道三	甲府市西下条町一、三七〇番地一		二	府南甲	平成三〇年一月
五八〇	先					平成三〇年一月

別表第十の五、五四二の項の次に次のように加える。

五、五四三	市道	南アルプス市桃園七〇五番地先		一	南プア	平成三〇年一月
五、五四四	市道	南アルプス市榎原七八八番地一先		二	南プア	平成三〇年一月
五、五四五	主要地	北杜市大泉町西井出八、二四〇番地二、五〇二先		一	北杜	平成三〇年一月
五、五四六	国道一	山梨市東七四番地一先		二	部下	平成三〇年一月
五、五四七	国道一	山梨市東七五番地一先 (左折導流部)		一	部下	平成三〇年一月
五、五四八	主要地	南都留郡富士河口湖町河口六八〇番地先		三	吉田	平成三〇年一月

別表第十四の一、〇八五の項を次のように改める。

一、〇八五	市道	富士吉田市上吉田四、五九八番地五先 (市道同士の十字路交差点)	から富士吉田市上吉田六、五〇一番地一先 (県道同士の丁字路交差点) までの両側	二、八五〇	を①け原車両 (②ん付・③引く)	五〇	富士吉田	平成三〇年一月
-------	----	---------------------------------	---	-------	------------------	----	------	---------

別表第十四の一、六一〇の項を次のように改める。

一、〇六一	国道一	甲府市桜井町一、〇六二番地一先 (大蔵経寺山トンネル甲府市側出入口上線の分岐点) から山梨市東八一丁目三先 (西関東連絡道路岩手ランプとの分岐点) までの両側		九、六三〇	自動車	六〇	甲府	平成三〇年一月
-------	-----	---	--	-------	-----	----	----	---------

別表第十四の一、七五一の項の次に次のように加える。

四〇	四は合る当に基実規交よ識変式制集けに象常 (時気異した六〇、) 場す該準施制通るに標可御中るお時気異等象常、だ				部下	甲吹	平成三〇年一月
----	---	--	--	--	----	----	---------

別表第十四の一、七五一の項の次に次のように加える。

五二七	国道一	山梨市北一、一一五番地二先 (西関東連絡道)		二二五	自動車	四〇	部下	平成三〇年一月
-----	-----	------------------------	--	-----	-----	----	----	---------

四四五	国道一 西〇号 東(西)連 道(路)結 本(線)・	甲府市桜井町一、〇六 二番山一三二先(大蔵 側)出入口上下線甲府市 経寺山トンネルの分岐 点から山梨市東八路 番地三先(西)関東連 道(路)の手ランブ・ラ ンブ線との分岐点)ま での両側	九、六三〇	車両	終日	甲府 笛吹 下部	平成三〇 年一月一 日告示第 五号
一、七 五	富 士 道 富 田 線	富士吉田市上暮地一 丁目七番一先から富 士吉田市上暮地一〇 番地一先までの両側	三二〇	除②け原車 く③ん付両 を引・	四〇	富 士 吉 田	平成三〇 年一月一 日告示第 五号
一、七 五	富 士 道 富 田 線	富士吉田市上暮地一 丁目七番一先から富 士吉田市上暮地一〇 番地一先までの両側	三二〇	除②け原車 く③ん付両 を引・	四〇	富 士 吉 田	平成三〇 年一月一 日告示第 五号
一、七 五	富 士 道 富 田 線	富士吉田市上暮地一 丁目七番一先から富 士吉田市上暮地一〇 番地一先までの両側	三二〇	除②け原車 く③ん付両 を引・	四〇	富 士 吉 田	平成三〇 年一月一 日告示第 五号

別表第十五の四四五の項を次のように改める。

別表第十七の一、三九七の項の次に次のように加える。

一、三九八	富 士 道 富 田 線	富士吉田市上暮地一 丁目二七番一先か ら富士吉田市上暮地 一〇番地一先まで の両側	三二〇	車両	終日	富 士 吉 田	平成三〇 年一月一 日告示第 五号
-------	----------------------------	---	-----	----	----	------------------	----------------------------

別表第十六の二、九五二の項を次のように改める。

二、九五二	市道	南アルプス市吉田七 八七番地一 先(市道同士の十字 路交差点・東進車 両)	南アル プス	平成三〇 年一月 一日告示 第五号
-------	----	---	-----------	----------------------------

別表第十六の五、一一八の項を次のように改める。

五、一一八	削除		笛吹	平成三〇 年一月 一日告示 第五号
-------	----	--	----	----------------------------

別表第十六の七、七四〇の項を次のように改める。

七、七四〇	富 士 道 富 田 線	富士吉田市上暮地一 丁目七番一先から富 士吉田市上暮地一〇 番地一先までの両側	富 士 吉 田	平成三〇 年一月 一日告示 第五号
-------	----------------------------	--	------------------	----------------------------

別表第十六の一、九二五の項の次に次のように加える。

一、九二六	市道	南アルプス市榎原七 九四番地三 先(市道同士の十字 路交差点・西進車 両)	南アル プス	平成三〇 年一月 一日告示 第五号
一、九二七	市道	南アルプス市榎原八 六三番地六 点・東進車両)	南アル プス	平成三〇 年一月 一日告示 第五号
一、九二八	富 士 道 富 田 線	南都留郡富士河口湖 町勝山四、 八八二番地先(富 士道と町道との 丁字路交差点・西 進車両)	富 士 吉 田	平成三〇 年一月 一日告示 第五号

別表第十九の二一二の項の次に次のように加える。

二二三	国道二〇号(大月市大月二丁目一〇番一二号先(都留高校南交差点)から大月市駒橋二丁目五番一二号先(駒橋交差点)までの北側歩道)	大月	平成三〇年一月一八日 告示第五号
-----	--	----	---------------------

別表第二十二の二の一六の項の次に次のように加える。

一七	主要地 方道甲 葦崎線	甲府市桜井町六三七番地二先	十郎橋	甲府	平成三〇年一月一八日 告示第五号
一八	国道一〇号	甲府市桜井町六四三番地一先	十郎橋西	甲府	平成三〇年一月一八日 告示第五号

別表第二十三の四四の項の次に次のように加える。

四五	主要地 方道甲 葦崎線	甲府市桜井町六二九番地二先から甲府市桜井町六三七番地二先までの間	三	上記区間のうち、道路標識及び道路標示(標識、標示、標識、標示)と等路標示(等路標示)とを併用して、道路の方向別に別行し、	十郎橋	車両	甲府	平成三〇年一月一八日 告示第五号
四六	主要地	甲府市桜井町六四二	二	上記区	十郎橋	車両	甲府	平成三〇年一月一八日 告示第五号

正誤

四七	方道甲 葦崎線	三番地一先から甲府市桜井町六二六番地先までの間	四	上記区間のうち、道路標識及び道路標示(標識、標示、標識、標示)と等路標示(等路標示)とを併用して、道路の方向別に別行し、	西交差 点西側 下り北側 三丁目 区トメ の区間	車両	甲府	平成三〇年一月一八日 告示第五号
四〇号一	方道甲 葦崎線	甲府市桜井町六四三番地一先から甲府市桜井町六二六番地先までの間	四	上記区間のうち、道路標識及び道路標示(標識、標示、標識、標示)と等路標示(等路標示)とを併用して、道路の方向別に別行し、	西交差 点西側 下り北側 三丁目 区トメ の区間	車両	甲府	平成三〇年一月一八日 告示第五号

○平成二十九年十二月二十五日(第二千七百五十六号)公布山梨県人事委員会規則第二十一号(職員の任用に関する規則の一部を改正する規則)

七七九ページ上段中

警察官A(男性/武道指導)  
警察官A(男性/武道指導)

は

警察官A(男性/武)  
警察官A(女性/武)

道指導)  
道指導)

の誤り。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番